

船橋市登園許可証明書

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子ども達が一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可証明書の提出をお願いいたします。

船橋市では、健康保育研究協議会において園児の健康回復、感染拡大の防止の観点から協議し、一部見直しを行い改訂いたしました。

園名 船橋光の子保育園

園児氏名 _____

| 該当疾患に○ | 疾患名 | 登園停止期間の基準 *以下の基準に基づき、主治医が判断する |
|--------|----------------------------|---|
| | 麻疹（はしか） | 解熱後3日を経過するまで |
| | インフルエンザ | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで |
| | 風しん（三日ばしか） | 発しんが消失するまで |
| | 水痘（みずぼうそう） | すべての発しんが、かさぶたになるまで |
| | 流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| | 結核 | 医師により感染のおそれがないと認められるまで |
| | 咽頭結膜熱 （プール熱・アデノウイルス感染症） | 主な症状が消失した後2日経過するまで |
| | 流行性角結膜炎（はやり目） | 医師により感染のおそれがないと認められるまで |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| | 髄膜炎菌性髄膜炎 | 病状により学校医等において、感染のおそれがないと認められるまで |
| | 腸管出血性大腸菌感染症 （O157など） | 医師により感染のおそれがないと認められるまで |
| | 溶連菌感染症 | 抗菌薬服薬後24～48時間経過し、発熱、発疹等の症状が回復するまで |
| | 伝染性膿痂疹（とびひ） | 皮疹（ひしん）が乾燥していること。医師の指示に従う |

上記の疾患で平成 年 月 日から療養中のところ、現在症状が軽快し他児への感染のおそれはないと判断したので、平成 年 月 日より登園をしてよいことを証明します。

* 保育園生活での注意事項

(_____)

証明日：平成 年 月 日

医療機関名 _____

医師名 _____

印 _____

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より※一部「学校保健安全法施行規則」準用

平成24年12月改訂：船橋市作成